

事業所税 申告の手引き

大阪市

平素は、市税の申告・納付につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この申告の手引きは、事業所税の基本的な内容を掲載しておりますので、事業所税の申告書を作成する際の参考にしてください。

なお、ご不明な点等がございましたら、大阪市船場法人市税事務所事業所税グループまでお問い合わせください。

(電話：06-4705-2934)

参照条文等凡例

この申告の手引き中の根拠法令名・参照条文等は、次のとおり略号をもって示します。

1 法令名

地方税法	……………	「法」	地方税法附則	……………	「法附」
地方税法施行令	……………	「令」	地方税法施行規則	……………	「則」
地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）	……………			……………	「法取扱通知（市）」

2 条文の表示

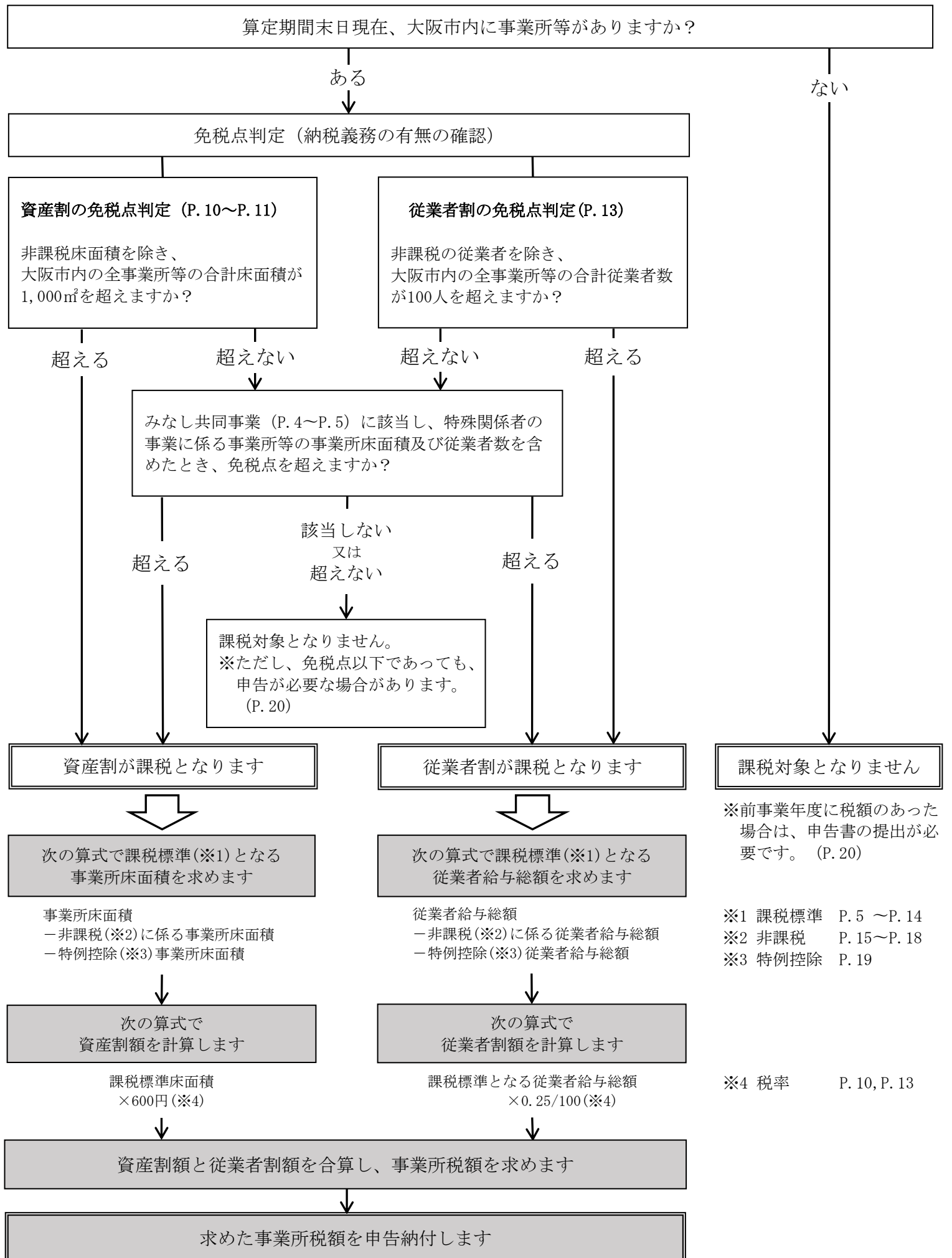
(1) 条、号は算用数字で示します。

(2) 項は算用数字を○で囲み、号は－（ハイフン）で示します。

【例】 地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 1 号 …………… 法 701 の 34③－1
地方税法第 701 条の 73 第 1 号 …………… 法 701 の 73－1

令和 7 年 1 月

事業所税 申告の流れ（フローチャート）



※法人にあっては事業年度終了の日から2か月以内、個人にあっては翌年の3月15日までに申告納付してください。（P. 20～P. 24）

第1 事業所税の概要

1 事業所税について（法 701 の 30、法 701 の 73）

事業所税は、人口、企業が過度に大都市地域に集中したことによって発生した交通問題、公害問題、ごみ処理の問題などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備、都市機能の回復に必要な財政需要をまかなうための目的税として昭和 50 年度に創設されました。

事業所税は、その創設の趣旨から、大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所又は事業所（以下、「事業所等」といいます。）に対して、その事業活動の大きさの指標となる床面積又は支払給与額を課税標準として課税するしくみ（外形標準課税）になっています。

また、昭和 50 年度の創設時には「事業に係る事業所税」と「新增設に係る事業所税」とがありましたが、平成 15 年度の税制改正により「新增設に係る事業所税」が平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止されました。

2 課税団体

事業所税は、次の地方団体において課税されます。（令和 7 年 1 月 1 日現在）

(1) 東京都（特別区の存する区域）（法 735）

(2) 指定都市（法 701 の 31①－1 イ）

札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市（法 701 の 31①－1 ロ・首都圏整備法施行令第 2 条）
武蔵野市、三鷹市、川口市

(4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市（法 701 の 31①－1 ロ・近畿圏整備法施行令第 1 条）
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(5) 人口 30 万人以上の市で政令により指定するもの（法 701 の 31①－1 ハ・令 56 の 14・令 56 の 15）

（北海道地方） 旭川市

（東 北 地 方） 秋田市、郡山市、いわき市

（関 東 地 方） 宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市

（中 部 地 方） 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市

（近 畿 地 方） 大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市

- (中 国 地 方) 倉敷市、福山市
- (四 国 地 方) 高松市、松山市、高知市
- (九州・沖縄地方) 久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

3 事業所税の概要

事業所税には資産割と従業者割があり、それぞれについて**市内のすべての事業所等を合算して**、おおむね次のような内容で課税されます。

	資 産 割	従 業 者 割
課 税 客 体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の床面積（事業所床面積）	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
課税標準の算定期間	法人 事業年度 個人 課税期間（1月1日から12月31日）	
税 率	1 m ² につき年額 600 円	従業者給与総額の 100 分の 0.25
免 税 点	事業所床面積 1,000 m ² 以下	従業者数 100 人以下
徴 収 方 法	申告納付	
申 告 納 付 期 限	法人 事業年度終了の日から 2 か月を経過する日 個人 翌年の 3 月 15 日	

注 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。（法 701 の 43③）

資産割又は従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合には、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要となります。（法 701 の 43①）

注 納税義務がない場合でも、市内の事業所床面積の合計が 800 m²を超える場合、もしくは従業者数の合計が 80 人を超える場合、又は前事業年度に税額があった場合は申告書の提出が必要です。（大阪市市税条例 147③・同 148③・同施行規則 8-1・同-2）

第2 事業所税の課税客体等

1 課税客体

事業所税は、**事業所等において法人又は個人の行う事業**に対して課税されます。事業所等の意義については、次に述べるとおりです。（法701の32①・法取扱通知（市）第1章第1節6・同第9章3(3)ただし書）

(1) 事業所等

事業所等とは、自己の所有に属するものであるか否かを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所、店舗、工場などのほか、これらに附属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージなども事業所等の範囲に含まれます。なお、人的設備を欠く施設（無人倉庫等）もこれらを管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り、事業所等に該当します。

(2) 事業所等において行われる事業

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も事業に含まれます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

(3) 事業所等に該当しないもの

①	社宅、社員寮などの住宅	住宅は、本来、事業所税の課税客体ではありません。
②	設置期間が2～3か月程度の現場事務所、仮小屋など	これらの場所で行われる事業に継続性がないため、事業所等とは扱いません。
③	建設業における現場事務所等臨時かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの	②と同じく事業に継続性が認められないこと及び最近の大型建設工事の実態を考慮して、②の場合より設置期間の長いものも事業所等の範囲から除きます。

2 納税義務者

納税義務者は、事業所等において事業を行う法人又は個人ですが、事業所等の用に供している家屋（以下、「事業所用家屋」といいます。）の所有権との関連は問いません。したがって、テナントビルなど第三者が所有する事業所用家屋（以下、「貸ビル等」といいます。）を借用して事業を行っている場合は、所有者ではなくその借受人（テナント）が納税義務者になります。（法701の32・法701の33）

(1) 貸ビル等の場合

貸ビル等については、所有者ではなく、入居者が事業所税の納税義務者となりますが、次の

場合にご留意ください。(法取扱通知(市)第9章3(4)ア)

①	入居者とは、一般的には所有者との賃貸借契約における借主をさしますが、名義上の借主と実質上の借主が異なる場合(また貸しなどの場合)は、実質上の借主が納税義務者となります。
②	貸ビル等の所有者及び管理者は、当該貸ビル内に自らの事業を行うための事業所等を有する場合は、その事業所について納税義務を負います。
③	貸ビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供されていないので、課税対象にはなりません。
④	貸ビル等の駐車場は、当該駐車場を管理・運営するものが納税義務者となります。 ただし、駐車場利用者が駐車場所を特定し、専用で使用する部分については、当該駐車場を専用で使用する者が納税義務者となります。

貸ビル等を貸し付けている者(貸ビル等を転貸している者を含みます。)に、当該貸し付け部分に係る事業所税の納税義務はありませんが、当該貸ビル等の床面積その他必要な事項について申告義務があります。(法701の52②)

申告の際には、「事業所用家屋(貸ビル等)申告書」及び「事業所用家屋(貸ビル等)貸付(使用)状況明細書」等により申告してください。

なお、貸ビル等の申告については、大阪市のホームページに掲載しています。

大阪市ホームページ：「事業所用家屋の貸付状況にかかる申告」

(2) 人格のない社団等の場合

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされて、納税義務者となります。(ただし、非収益事業は非課税となります。)(法701の32③)

(3) 清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて事業所税の納税義務者となります。(法取扱通知(市)第9章3(4)ア)

(4) 事業を行う者が単なる名義人の場合

法律上事業所等において事業を行うと見られる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると認められる場合は、事実上その事業を行っている者が事業所税の納税義務者となります。(法701の33)

(5) みなし共同事業の場合

特殊関係者と特殊関係者を有する者(後記参照)が同一の家屋で事業を行う場合、特殊関係者の行う事業を両者の共同事業とみなして、連帯納税義務が課されます。(法10の2②・法701の32②)

したがって、特殊関係者の行う事業は単独で免税点判定を行います。が、特殊関係者を有する者となった場合には、その者の事業と特殊関係者の事業を合算して免税点判定を行うことにな

ります。(令 56 の 75②)

ただし、課税標準の算定については、いずれの場合も合算せずに単独で行います。(令 56 の 51②)
なお、みなし共同事業の詳細については、大阪市のホームページに掲載しています。

大阪市ホームページ：「事業所税『みなし共同事業』に係る課税のしくみ」

(6) 「特殊関係者」と「特殊関係者を有する者」(令 5①・令 56 の 21①)

親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社のことを「特殊関係者」といい、これらの特殊関係者を有する法人又は個人を「特殊関係者を有する者」といいます。

なお、特殊関係者を有するかどうか判定すべき者（以下、「判定対象者」といいます。）によって特殊関係者とは、具体的に次の者をいいます。

ア 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

イ 判定対象者の親族で生計を一にしている個人、又は判定対象者から金銭等を受けて生計を維持している個人

ウ 判定対象者の使用人等で、判定対象者から金銭等を受けて生計を維持している個人

エ 判定対象者に金銭等を提供してその生計を維持させている個人及びその者とア～ウのいずれかに該当する個人

オ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者とア～エのいずれかに該当する個人

カ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

キ 判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

注 キの場合における「その判定の基礎となった株主又は社員」には、次の者を含みます。

- ・「その判定の基礎となった株主又は社員」とア～エまでに該当する関係がある個人
- ・「その判定の基礎となった株主又は社員」を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

3 課税標準・税率・免税点

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と従業者給与総額を課税標準とする従業者割とで構成され、その合計額により課税されます。各々の課税標準の算出は、市内のすべての事業所等を合算して行います。(法 701 の 46②)

(1) 資産割

ア 課税標準

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。(法 701 の 40①)

(7) 課税標準の算定期間

- ・法人の場合は、事業年度をいいます。(法 701 の 31①-7)
- ・個人の場合は、個人に係る課税期間をいいます。個人に係る課税期間とは、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。(法 701 の 31①-8)

[注] 課税標準の算定期間の月数が 12 か月に満たない場合や、課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合については、(カ)、(キ)を参照してください。

(イ) 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。

事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。(法 701 の 31①-4・同①-6・令 56 の 16)

(ウ) 家屋

事業所税における家屋の意義は固定資産税における家屋の意義と一致します。したがって、不動産登記法の建物とも原則として意義を同じくしますが、具体的には、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものを家屋といい、未登記の物件も、課税対象となります。

(エ) 床面積の算定方法

事業所用家屋の各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により 1 m²を単位として計算し、1 m²の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てます。

(オ) 共用部分がある場合の取扱い

一の事業所用家屋を 2 以上の事業主が使用する場合など事業所用家屋に共用部分があるときは、それぞれの者の事業所床面積について次の算式によって計算します。(令 56 の 16)

$$\text{事業所床面積} = \boxed{\text{その者の事業所部分の延床面積（その者の専用部分の床面積）}} + \boxed{\text{専ら事業所等の用に供する各共用部分の延床面積の合計（共用部分の床面積）}} \times \frac{\boxed{\text{その者の事業所部分の延床面積（その者の専用部分の床面積）}}}{\boxed{\text{各共用部分に対応する事業所部分の延床面積の合計（各専用部分の床面積合計）}}}$$

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいうものですが、具体的には、貸ビル等のエレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室、パイプスペース、塔屋等をいい、これらは入居者全員の共用部分となります。

[注] 貸ビル等における共用床面積について、賃貸借契約書等に面積の記載がない場合がありますが、事業所床面積に含めます。共用床面積が不明な場合については、貸ビル等の所有者へ照会を行うなどして確認してください。

(カ) 課税標準の算定期間（事業年度）が12か月に満たない場合

年の途中で法人を設立又は解散した場合など、課税標準の算定期間（事業年度）が12か月に満たない場合は、次の算式で計算し課税標準の月割計算を行います。（法701の40①カッコ書・法取扱通知（市）第9章3(6)ア）

$$\text{課税標準となる事業所床面積} = \frac{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}}{12} \times \text{課税標準の算定期間の月数}$$

課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算します。なお、事業年度が月の初日以外から開始する場合には、事業年度開始日から終了日の直前の事業年度開始日に応答する日の前日までの月数をまとめて計算してください。

また、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。（以下(キ)において同じ。）
（法701の40③）

【例】
事業年度が4月15日から9月30日までの場合の「月数」

4/15～9/14・・・5月
9/15～9/30・・・1月（1月に満たない端数）

} 合計6月

(キ) 事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算

課税標準の算定期間（事業年度）の途中で、事業所等を新設又は廃止した場合は、それぞれ次の算式によって課税標準を月割計算します。

【注】 同一家屋内で別フロアを借り増した場合は、後述(ク)の拡張（増床）として取り扱います。

なお、次の算式における新設又は廃止の日の「属する月」とは、事業年度開始日から翌月の事業年度開始日に応答する日の前日までを第1の“月”として、以降、事業年度終了日の直前の事業年度開始日に応答する日の前日まで同様に数えていただき、事業年度終了日までの算定期間内に1月未満の端数が生じた期間を最終の1月として算定し、当該新設又は廃止の日が該当する“月”を算出してください。

【例】
事業年度が4月15日から4月14日までの場合の「属する月」

属する月→	第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
	4/15～5/14	5/15～6/14	6/15～7/14	7/15～8/14	8/15～9/14	9/15～10/14	10/15～11/14	11/15～12/14	12/15～1/14	1/15～2/14	2/15～3/14	3/15～4/14

A 課税標準の算定期間の途中で新設された事業所等(Cの場合を除く。)(法701の40②-1)

$$\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{12}$$

《具体例1》

U社(3月31日決算)が、算定期間中途の10月25日に梅田支店(1,200㎡)を新設した場合

＜梅田支店の月割計算の月数＞

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4/1～ 4/30	5/1～ 5/31	6/1～ 6/30	7/1～ 7/31	8/1～ 8/31	9/1～ 9/30	10/1～ 10/31	11/1～ 11/30	12/1～ 12/31	1/1～ 1/31	2/1～ 2/28	3/1～ 3/31

10月25日の属する月の翌月(11月)から算定期間の末日の属する月(3月)までの“5月”となる。

＜梅田支店に係る課税標準となる事業所床面積＞

$$\left[\text{課税標準となる事業所床面積} \right] = 1,200\text{㎡} \times \frac{5\text{月}}{12\text{月}} = 500\text{㎡}$$

《具体例2》

V社(3月10日決算)が、算定期間中途の10月25日に京橋支店(1,200㎡)を新設した場合

＜京橋支店の月割計算の月数＞

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
3/11～ 4/10	4/11～ 5/10	5/11～ 6/10	6/11～ 7/10	7/11～ 8/10	8/11～ 9/10	9/11～ 10/10	10/11～ 11/10	11/11～ 12/10	12/11～ 1/10	1/11～ 2/10	2/11～ 3/10

10月25日の属する月の翌月(第9月)から算定期間の末日の属する月(第12月)までの“4月”となる。

＜京橋支店に係る課税標準となる事業所床面積＞

$$\left[\text{課税標準となる事業所床面積} \right] = 1,200\text{㎡} \times \frac{4\text{月}}{12\text{月}} = 400\text{㎡}$$

注 課税標準の算定期間の初日に新設し、課税標準の算定期間の末日以降も存続する事業所等については、課税標準の算定期間を通じて有していた事業所等として取り扱います。

注 「新設の日」とは、開店・操業の準備作業完了日(事務所・店舗等における什器・備品等の搬入が完了した日又は工場等における機械装置の設置が完了した日)をいいます。

B 課税標準の算定期間の途中で廃止された事業所等(Cの場合を除く。)(法701の40②-2)

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{12}$$

12

《具体例3》

W社（9月30日決算）が、算定期間中途の4月20日に弁天町支店（1,200㎡）を廃止した場合

<弁天町支店の月割計算の月数>

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
10/1～ 10/31	11/1～ 11/30	12/1～ 12/31	1/1～ 1/31	2/1～ 2/28	3/1～ 3/31	4/1～ 4/30	5/1～ 5/31	6/1～ 6/30	7/1～ 7/31	8/1～ 8/31	9/1～ 9/30

算定期間開始の日の属する月（10月）から4月20日の属する月（4月）までの“7月”となる。

<弁天町支店に係る課税標準となる事業所床面積>

$$\left[\text{課税標準となる事業所床面積} \right] = 1,200\text{㎡} \times \frac{7\text{月}}{12\text{月}} = 700\text{㎡}$$

《具体例4》

X社（9月15日決算）が、事業年度中途の4月20日になんば支店（1,200㎡）を廃止した場合

<なんば支店の月割計算の月数>

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
9/16～ 10/15	10/16～ 11/15	11/16～ 12/15	12/16～ 1/15	1/16～ 2/15	2/16～ 3/15	3/16～ 4/15	4/16～ 5/15	5/16～ 6/15	6/16～ 7/15	7/16～ 8/15	8/16～ 9/15

算定期間開始の日の属する月（第1月）から4月20日の属する月（第8月）までの“8月”となる。

<なんば支店に係る課税標準となる事業所床面積>

$$\left[\text{課税標準となる事業所床面積} \right] = 1,200\text{㎡} \times \frac{8\text{月}}{12\text{月}} = 800\text{㎡}$$

注 「廃止の日」とは、閉店等の準備開始日（事務所・店舗等における什器・備品等の搬出を開始した日又は工場等における機械装置の撤去を開始した日）をいいます。

C 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等（法701の40②-3）

$$\begin{array}{c} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \\ \text{廃止の日における} \quad \times \quad \frac{\quad}{12} \\ \text{事業所床面積} \end{array}$$

《具体例5》

Y社（12月31日決算）が、算定期間中途の2月10日にあべの支店（1,200㎡）を新設し、11月20日に廃止した場合

<あべの支店の月割計算の月数>

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1/1～ 1/31	2/1～ 2/28	3/1～ 3/31	4/1～ 4/30	5/1～ 5/31	6/1～ 6/30	7/1～ 7/31	8/1～ 8/31	9/1～ 9/30	10/1～ 10/31	11/1～ 11/30	12/1～ 12/31

2月10日の属する月の翌月（3月）から11月20日の属する月（11月）までの“9月”となる。

<あべの支店に係る課税標準となる事業所床面積>

$$\left[\text{課税標準となる事業所床面積} \right] = 1,200\text{㎡} \times \frac{9\text{月}}{12\text{月}} = 900\text{㎡}$$

《具体例6》

Ｚ社（12月15日決算）が、算定期間中途の2月10日に天王寺支店（1,200㎡）を新設し、11月20日に廃止した場合

＜天王寺支店の月割計算の月数＞

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
12/16～ 1/15	1/16～ 2/15	2/16～ 3/15	3/16～ 4/15	4/16～ 5/15	5/16～ 6/15	6/16～ 7/15	7/16～ 8/15	8/16～ 9/15	9/16～ 10/15	10/16～ 11/15	11/16～ 12/15

2月10日の属する月の翌月（第3月）から11月20日の属する月（第12月）までの“10月”となる。

＜天王寺支店に係る課税標準となる事業所床面積＞

$$\left[\text{課税標準となる事業所床面積} \right] = 1,200\text{㎡} \times \frac{10\text{月}}{12\text{月}} = 1,000\text{㎡}$$

(7) 事業所等の拡張（増床）又は縮小があった場合

課税標準の算定期間の中途に貸ビル等の借り増し又は一部解除を行った場合や、同一敷地内の事業所等を増築又は取り壊した場合等により事業所床面積の異動が生じた場合は、事業所等の新設又は廃止にはあらず事業所等の拡張又は縮小として取り扱います。

したがって、これらの場合には月割計算を行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等の課税標準となります。（法 701 の 40①）

《具体例1》

K社（3月31日決算）は、貸ビルに入っている中之島支店（1,500㎡）について、事業年度中途の10月18日から借り増しを行い、2,000㎡となりました。

この借り増しを行った期の事業所税申告書で中之島支店の取扱いは、2,000㎡の全部について「算定期間を通じて使用された事業所床面積」として申告することとなります。

《具体例2》

S社（12月31日決算）は、貸ビルに入っているナニワ支店（1,800㎡）について、事業年度中途の4月9日に一部の契約を解除し、1,200㎡となりました。

この一部の契約を解除した期の事業所税申告書でナニワ支店の取扱いは、1,200㎡について「算定期間を通じて使用された事業所床面積」として申告することとなります。

イ 税率

資産割の税率は、事業所床面積 1 ㎡につき年額 600 円です。（法 701 の 42）

ウ 免税点

資産割は、市内の各事業所等の事業所床面積の合計床面積（非課税規定の適用に係る事業所床面積は除かれます。）が 1,000 ㎡以下の場合には免税点以下となり課税されません。（法 701 の 43①）

注 免税点の判定は、課税標準の特例適用施設がある場合、課税標準の特例適用前の床面積で行います。

(7) 免税点の判定日

免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。（法 701 の 43③）

注 課税標準の算定期間の中途において、全部又は一部の事業所等が廃止された結果、免税点判定

日（課税標準の算定期間の末日）において事業所床面積が免税点以下となった場合には、課税されません。

注 課税標準の算定期間の中途において、一部の事業所等が廃止された場合でも、免税点判定日において事業所床面積が免税点を超えた場合は、当該廃止された事業所等に係る事業所床面積も課税標準に含まれます。（月割計算）

(イ) 事業を休止している場合

課税標準の算定期間の末日以前 6 か月以上事業を休止している場合、その部分の事業所床面積は、免税点判定には含まれますが、課税標準からは除かれます。

注 「休止」とは、機械や設備などを撤去又は廃棄し、管理は引き続きなされているものの客観的に事業を行っていないことが明らかな場合をいいます。

(2) 従業者割

ア 課税標準

課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額が課税標準となります。（法 701 の 40①）

(7) 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間については、(1) ア(ア) (P. 6) をご覧ください。

(イ) 従業者

一般従業者のほか、役員（使用人兼務役員を含みます。）及び臨時従業者などが従業者に含まれます。ただし、障がい者（役員以外）及び年齢 65 歳以上の者（役員以外）は除かれます。（法 701 の 31①－5・法取扱通知（市）第 9 章 3(6)イ）

また、障がい者とは、住民税・所得税において定義された障がい者の範囲に、障害者職業センター等により知的障がい者と判定された者を加えた範囲です。（令 56 の 17）

休職中の従業者は、当該休職者に給与等が支払われている場合は従業者に含まれます。

数社の役員を兼務しているものも従業者に含まれます。

その他、従業者の範囲については、「従業者の範囲等一覧表」(P. 14) を参照してください。

注 事業所等明細書（第 44 号様式別表 1）には、障がい者（役員以外）及び年齢 65 歳以上の者（役員以外）に係る人数及び給与を含めてください。

(ウ) 従業者給与総額

従業者給与総額とは、従業者に対して支払われた又は支払われるべき（いわゆる発生主義です。）俸給・給与・賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいいます。

「これらの性質を有する給与」とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当及び現物給与などをいいます。（従業者が事業専従者である場合は、その者に係る事業専従者控除額も従業者給与総額に含まれます。）

なお、退職給与金、年金、恩給及び所得税法上非課税とされる一定金額以下の通勤手当等は含まれません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税法上の事業所得に該当するものも含まれません。（法 701 の 31①－5・法取扱通知（市）9－3(6)イ）

従業者が雇用改善助成対象者である場合は、当該従業者に対する支払給与の 2 分の 1 に相当する額は従業者給与総額に含まれません。（法 701 の 31①－5）

注 障がい者、年齢 65 歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定については、これらの者に対する給与計算の基礎となる期間の末日の現況によります。（法 701 の 31②）

《例》 毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月10日である場合					
4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	
			↓		
			7月6日に満65歳		
	算入 (6月10日支払給与)	算入 (7月10日支払給与)	不算入 (8月10日支払給与)	不算入 (9月10日支払給与)	

【雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます】（令 56 の 17 の 2）

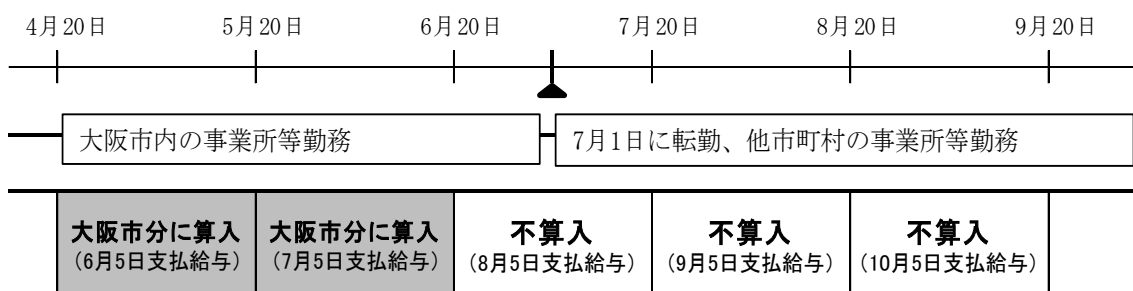
①	高年齢者、障がい者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進に関する助成（特定求職者雇用開発助成金）に係る者のうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者
②	作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢55歳以上65歳未満の者
③	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の雇入れの促進に関する助成（雇用奨励金）に係る者のうち、雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者

【課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等】

課税標準の算定期間の中途において、本市内の事業所等から他市町村の事業所等へ、又は他市町村の事業所等から本市内の事業所等へ転勤した者がある場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については、本市に申告する従業者給与総額には含まれません。

なお、給与等の支払いの際にどの事業所等に勤務しているかの判定は、給与の計算期間の末日によって行います。したがって、給与の計算期間の末日に本市内の事業所等に勤務し、給与の支給日に他市町村の事業所等に勤務している場合の当該給与は、本市に申告する従業者給与総額に含まれることとなります。

《例》毎月 20 日が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月の 5 日の場合



(イ) 従業者給与総額の端数処理 (法 20 の 4 の 2)

課税標準となる従業者給与総額

……1,000 円未満の端数金額は切り捨ててください。

課税標準となる従業者給与総額を算定するための従業者給与総額

……1 円未満の端数金額は切り捨ててください。

イ 税率

従業者割の税率は、従業者給与総額の 100 分の 0.25 (0.25%) です。(法 701 の 42)

ウ 免税点

従業者割は、市内の各事業所等の従業者の数の合計数（障がい者及び年齢 65 歳以上の者（いずれも役員を除きます。）並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除かれますが、課税施設と非課税施設の両方に勤務する者は含まれます。）が 100 人以下の場合には免税点以下となり課税されません。(法 701 の 43①)

【免税点の判定日】

免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る従業者数は免税点判定の基礎には含まれませんが、課税標準の算定期間中に支払われた給与等は課税標準に含まれます。(従業者数が免税点を超過従業者割がかかる場合に限りです。)(法 701 の 43③)

注 決算日（課税標準の算定期間の末日）付けで退職した者は、免税点判定の基礎となる「従業者数」に含めます。

【従業員の範囲等一覧表】

従業員の区分		「免税点の判定における従業員」 の 範 囲	「課税標準における従業員給与総額」 の 範 囲	備 考
役 員	無 給 の 役 員	従業員に含めない	—	
	数 社 の 役 員 を 兼 務 す る 役 員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の報酬を当該会社の 従業員給与総額に含める	
	非 常 勤 の 役 員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
パートタイマー（※1）		従業員に含めない	従業員給与総額に含める	※1 労働時間が正規従業 者の4分の3未満の方に限り ます
臨 時 の 従 業 員		従業員に含める	従業員給与総額に含める	
休 職 中 の 従 業 員		給与等が支払われている場合は従 業員に含める	従業員給与総額に含める	
中 途 退 職 者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総 額に含める	
出 向 社 員	出向元が給与を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める	
	出向先の会社が出向元の会社 に対して給与相当分を支払う (※2)	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める	※2 法人税法上給与相当 分が給与として取り扱われて いる場合に限りです
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業員 に含める	それぞれの会社を支払う給与等を当 該会社の従業員給与総額に含める	
課 税 区 域 外 の 建 築 現 場 事 務 所 へ 派 遣 さ れ て い る 社 員		従業員に含めない(※3)	従業員給与総額に含めない(※3)	※3 出張の場合は含めます
外 国 又 は 課 税 区 域 外 へ の 長 期 出 張 又 は 派 遣		長期出張の場合は従業員に含める (※4) 派遣の場合は従業員に含めない	長期出張の場合は従業員給与総額に 含める(※4) 派遣の場合は従業員給与総額に含め ない	※4 出張が派遣と同様と認 められる場合は含めません
派 遣 法 に 基 づく 派 遣 社 員 (※5)		派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に含める	※5 大阪市外へ派遣されて いる派遣社員は含めません
保 険 外 交 員		所得税法上の給与等が支払われて いる場合は含める	所得税法上の給与等は従業員給与総 額に含める	
常 時 船 舶 の 乗 組 員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	

○ 派遣法とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律をいいます。

第3 非課税

事業所税の課税の趣旨及び目的を勘案し、事業所税を課税すべきでないものについて非課税措置が講じられています。

個々の非課税措置については、大阪市のホームページに「非課税一覧表」を掲載しています。
大阪市ホームページ：「事業所税申告の手引き」

1 主な非課税対象施設

(1) 福利厚生施設（法 701 の 34③-26・令 56 の 41・則 24 の 7）

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する、専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設、並びにこれらの者等からの経営の委託を受けて行う **専ら勤労者等の利用に供する福利厚生施設**が対象となります。

福利厚生施設とは、一般的には、保養所、美容室、理髪室、喫茶室、食堂、売店、娯楽教養室、体育館など **事業主が勤労者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設で直接事業の用に供されていないもの**をいいます。

更衣室、浴場、休憩室、仮眠室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合（例えば、工場などにおける勤労者のための浴場、百貨店など制服着用が義務付けられている事業所等の更衣室等）と、専ら勤労者の福利厚生のために設けられる場合が考えられます。その場合、本来の事業の性質、施設の利用の実態などから判断して、事業活動上必要な施設については、福利厚生施設には該当しません。

研修所については、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

注 社宅及び社員寮は、人の居住の用に供する施設ですので事業所税の対象外です。

(2) 路外駐車場（法 701 の 34③-27・令 56 の 42・則 24 の 8）

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの）のうち、

- ・都市計画において定められたもの
- ・駐車場法第12条の規定により大阪市の届出がなされたもの

等が対象になります。

なお、前記に該当する駐車場のうち、非課税の対象となるのは時間貸しの部分です。（有料、無料を問いません。）したがって、月極貸しの部分等は非課税に該当しません。

(3) 消防用設備等・特殊消防用設備等・防災施設等（法 701 の 34④・令 56 の 43）

非課税の対象となるのは、次に掲げる特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等に限られます。特定防火対象物の範囲並びに非課税の対象となる消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等の範囲は次のとおりです。

ア 特定防火対象物の範囲

1	(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場 (2) 公会堂、集会場
2	(1) キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの (2) 遊技場、ダンスホール (3) 性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するもの (4) カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗
3	(1) 待合、料理店その他これらに類するもの (2) 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	(1) 病院、診療所又は助産所 (2) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）、又は短期入所等施設 (3) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（(2)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（(2)に掲げるものを除く。）、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(2)に掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（(2)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）、 (4) 幼稚園又は特別支援学校
7	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	複合用途防火対象物のうち、その一部が1から7までに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
9	地下街
10	建築物の地階（9に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1から7までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

イ 消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

区 分	整理 番号	非課税対象施設 (注：非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。)	設備等	非課税 割合
消防用 水槽 ・ ポンプ室 ・ 非常用 電源等	1	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の消防用設備等に係る水槽の設置部分・ポンプ室・パイプスペースの部分及びこれらの設備の非常電源に係る発電室・蓄電池室・変電室・電気配線シャフトの部分	消防	全部
	2	動力消防ポンプ設備の格納庫	消防	全部
	3	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分	消防	全部
消火栓薬剤 の貯蔵庫 ・ 非難器具 格納庫	4	消火栓箱、消火用器具の格納箱等設置部分	消防	全部
	5	消火薬剤の貯蔵庫等	消防	全部
	6	避難器具の設置部分	消防	全部
中央管理 室等	7	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	消防	全部
	8	中央管理室(7の部分を除く。)	防災	1/2
階 段 廊 下	9	階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	防災	全部
		(3) (1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通じるものの階段室 (4) (1)～(3)以外の階段室(防火区画されているものに限る。)	防災	1/2
	10	廊下の部分	防災	1/2
非常用 進入口等	11	避難階における屋外への出入口の部分	防災	1/2
	12	非常用進入口(バルコニーを含む。)	防災	全部
非常用エレ ベーター ・ 吹抜 部分等	13	昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降路(乗降ロビー及び機械室を含む。)	防災	全部
		(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路(防火区画されているものに限る。) (3) 吹抜部分等(防火区画されているものに限る。)	防災	1/2
避 難 通 路	14	大阪市火災予防条例の規定により設置する避難通路(主要避難通路及び補助避難通路) (1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	防災	全部
		(2) (1)以外の避難通路	防災	1/2
喫煙所	15	大阪市火災予防条例の規定により設置する喫煙所	防災	1/2

2 非課税の判定日（法 701 の 34⑥）

課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は課税期間）の末日の現況によります。

3 非課税適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、非課税施設と課税施設が混在し、これらの施設が廊下、階段などを共用している場合の非課税となる事業所床面積は、当該非課税施設に係る床面積のみであり、廊下、階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取扱いとなります。

《例》 下図は同一事業所用家屋内に課税施設(A)、非課税施設(B)及び廊下(C)が設けられている例ですが、この場合の非課税床面積は 120 m²のみで、廊下(C)に係る 20 m²は(A)と(B)との間の共用部分としてあん分計算の対象にはならず、すべて課税対象となります。

C 廊 下 20 m ²	
A 課税施設 100 m ²	B 非課税施設 (福利厚生施設) 120 m ²

第4 課税標準の特例

事業所税には、非課税措置と同様にその趣旨及び目的から事業所税の軽減を図るため課税標準の特例措置が講じられています。

個々の課税標準の特例措置については、大阪市のホームページに「課税標準の特例一覧表」を掲載しています。

大阪市ホームページ：「事業所税申告の手引き」

1 主な課税標準の特例対象施設（法701の41・法附33）

特例対象施設	控除する割合	
	資産割	従業者割
倉庫業者の営業用倉庫 倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫 ※ 倉庫業法に基づき国土交通大臣の行う登録を受けた倉庫が該当します。	3/4	
ホテル・旅館用施設 旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設（風営法の適用を受けるものは除かれます。）で次のものが該当します。 ア 客室、食堂、広間 イ ロビー、浴室、厨房、機械室 ウ 玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、昇降機、リネン室、ランドリー室	1/2	
タクシー事業用施設 タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 ※ 事務所の意義は注参照	1/2	1/2

注 事務所とは、事業に関して行われる庶務、会計等いわゆる現業に属さない総合的事務を行う建物をいい、これに附属する物置、炊事場、会議室、金庫室等は事務所に含まれます。

ただし、物品の加工、販売などを行う場所の一部で、現業に直結して現金の出納、事務所との連絡、従業者の出欠などの事務を行うため、単に1～2の机を配した程度の場所は、事務所には該当しません。

2 課税標準の特例の判定日（法701の41③）

課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は課税期間）の末日の現況によります。

3 課税標準の特例適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、課税標準の特例規定の適用がある施設とその他の課税施設との間で共用する廊下、階段などがある場合の取扱いについては、第3・3（P.18）に準じて行います。

第5 申告及び納付について

事業所税の納付は、申告納付により行ってください。(法701の45)

申告納付とは、納税者自らが課税標準や税額を申告するとともに、その申告した税金を納付することをいいます。(法1①-8)

事業所税の申告書及び納付書は、大阪市のホームページからダウンロードできます。

大阪市ホームページ：「事業所税に関する申請書等ダウンロード」

1 申告場所等 (法701の46・法701の47)

申告が必要な場合	提出期限	提出先	提出書類
市内で事業を行うもののうち、市内の事業所床面積（非課税部分を除く。）の合計が、1,000㎡を超える場合又は市内の従業者数（非課税該当者を除く。）の合計が100人を超える場合は申告及び納付が必要です。 ただし、納税義務がない場合でも市内の事業所床面積の合計が800㎡を超える場合、もしくは従業者数の合計が80人を超える場合、又は前事業年度に税額のあった場合は申告書の提出が必要です。（納税不要）	(法人) 事業年度終了の日から2か月 (個人) ・原則として翌年の3月15日 ・年の中途において事業を廃止した場合は、その事業の廃止の日から1か月以内 ・事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から4か月以内	〒541-8551 大阪府中央区船場中央1丁目4番3-203号 船場センタービル3号館2階 大阪市船場法人市税事務所事業所税グループ 06-4705-2934	申告書第44号様式及び別表（1～4）その他添付資料

書類等の添付について（お願い）

申告書等の提出にあわせて、次のような書類等の添付をお願いすることがあります。

- (1) 事業所床面積の算出の基礎となった建物図面、求積表等
- (2) 従業者数及び従業者給与総額の算定の基礎となった資料
- (3) 非課税施設及び課税標準の特例適用対象施設であることを証する書類
- (4) 非課税床面積及び課税標準の特例適用対象床面積の算出の基礎となった図面、求積表等
- (5) 非課税従業者数、非課税従業者給与総額及び課税標準の特例適用対象従業者給与総額の算定の基礎となった資料

事業所税の電子申告について

大阪市では、事業所税の申告及び貸ビル等の申告について、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる受付を行っています。

eLTAX は、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

新たに事業所税の電子申告を行う場合には、事前に利用の届出や対応ソフトウェアのダウンロード等が必要です。手続きの詳細については、eLTAX ホームページを参照してください。

2 納付場所等

事業所税は、本市指定の納付書により納付するか、電子申告を行った場合はインターネットバンキング等を利用した電子納税を行うことができます。

(1) 本市指定の納付書により納付する場合

次に掲げる納付場所で納付してください。

◎ 大阪市公金収納取扱金融機関

- ・全国の店舗で取り扱う金融機関

みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行

- ・大阪府内の店舗で取り扱う金融機関

ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、一部の農業協同組合等

（取り扱う店舗には「大阪市公金収納取扱店」の表示があります。）

- ・近畿 2 府 4 県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）に所在する
ゆうちょ銀行及び郵便局

◎ 市役所、区役所庁内の銀行派出所

◎ 市税事務所

注 納付場所の詳細は、大阪市ホームページ：「納付場所・納付方法」から参照できます。

(2) 電子納税を行う場合

eLTAX を利用して事業所税の申告書を提出した場合は、電子納税を行うことができます。

eLTAX で電子申告した申告データから、納付情報を取得することができますので、納付情報取得後、クレジットカード、口座振替（ダイレクト方式）、各金融機関のインターネットバンキング・ATM により納付してください。

注 納付方法は、変更または追加になる場合があります。電子納税の詳細は、大阪市ホームページ：「共通納税システムについて」から参照できます。

3 修正申告及び更正の請求（法 701 の 49②・法 20 の 9 の 3）

既に確定した課税標準額等又は税額等が過少であったため、不足額が生じることとなる場合は、修正申告書を提出するとともに、修正申告により増加した税額を納付してください。

また、申告書又は修正申告書に記載した課税標準額等又は税額等の計算が法令の規定に則して

いなかったこと、又は計算誤り等があったことにより、税額が過大である場合は、当該法定納期限から5年以内に限り更正の請求ができます。

4 端数の取扱いについて（法20の4の2）

- ・事業所床面積 …………… 1㎡の100分の1未満切捨
- ・従業者給与総額 …………… 1円未満切捨
- ・課税標準となる従業者給与総額 …… 1,000円未満切捨
- ・税額 …………… **資産割額（1円未満切捨）と従業者割額（1円未満切捨）の合計額（事業所税額）について、100円未満を切り捨てます。**

5 加算金

(1) 過少申告加算金（法701の61①）

提出期限内に申告書を提出した場合において、当該申告税額が過少であるため修正申告を行ったとき又は市長が税額を更正したときは、当該修正申告等により増加した税額の10%相当額が過少申告加算金として課されます。

また、当該修正申告等により増加した税額が、期限内に提出した申告書に係る税額又は50万円のいずれか高い方の金額を超える場合には、当該超える部分に対する過少申告加算金の割合は、15%となります。

(2) 不申告加算金（法701の61②③④⑥）

提出期限後に申告書を提出した場合や、市長が税額を決定又は更正した場合においては、当該申告書等に基づく納付すべき税額（期限後申告又は決定したものに対する修正申告又は更正がある場合は、納付すべき税額の合計額）に対して、次の割合の不申告加算金が課されます。

【令和6年1月1日以降に申告書の提出期限が到来する事業年度】

- ア 50万円以下の部分に相当する金額 15%
- イ 50万円を超え300万円以下の部分に相当する金額 20%
- ウ 300万円を超える部分に相当する金額 30%

【令和5年12月31日以前に申告書の提出期限が到来する事業年度】

- ア 50万円以下の部分に相当する金額 15%
- イ 50万円を超える部分に相当する金額 20%

なお、申告期限後における申告書の提出が、市長による税額の決定又は更正があることを予知してされたものでないときは、上記に関わらず、不申告加算金の割合は5%となります。

(3) 重加算金（法701の62）

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は偽装したことによるものであるときは、重加算金（過少申告加算金に代え

て 35%、不申告加算金に代えて 40%) が課されます。

(4) 不申告加算金及び重加算金にかかる加重措置 (法 701 の 61⑤・法 701 の 62③)

【令和 6 年 1 月 1 日以降に申告書の提出期限が到来する事業年度】

令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来する事業年度について、事業年度の開始の日の属する年の前年及び前々年に開始した事業年度に不申告加算金（市長による税額の決定又は更正があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。）又は重加算金（不申告加算金に代えて徴収した重加算金に限る。）（以下「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合には、それぞれ当該加算金の割合に 10% が加算されます。

また、上記を除き、過去 5 年以内に不申告加算金（市長による税額の決定又は更正があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。）又は重加算金を徴収された者が、平成 29 年 1 月 1 日以後において、再び不申告等に基づき不申告加算金（市長による更正又は決定があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。）又は仮装・隠ぺいに基づく修正申告等により重加算金を徴収されることとなる場合には、それぞれ当該加算金の割合に 10% が加算されます。

【令和 5 年 12 月 31 日以前に申告書の提出期限が到来する事業年度】

過去 5 年以内に不申告加算金（市長による税額の決定又は更正があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。）又は重加算金を徴収された者が、平成 29 年 1 月 1 日以後において、再び不申告等に基づき不申告加算金（市長による更正又は決定があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。）又は仮装・隠蔽に基づく修正申告等により重加算金を徴収することとなる場合には、それぞれ当該加算金の割合に 10% が加算されます。

6 延滞金 (法 701 の 60) (法 20 の 4 の 2)

法 701 の 46①又は法 701 の 47①の納付期限（以下「納付期限」といいます。）後に納付される場合（修正申告により増加した税額を納付する場合も含みます。）は、その日数に応じて延滞金がかかる場合があります。また、法 701 の 59①の納期限後に納付される場合も、その日数に応じて延滞金がかかる場合があります。

なお、延滞金額は次に掲げる計算方法により算出してください。

【令和 3 年 1 月 1 日以降】

税額に年 14.6% を上限として延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合）に年 1 % を加算した割合）に年 7.3% を加算した割合を、次に掲げる①から④の期間については年 7.3% を上限として延滞金特例基準割合に年 1 % を加算した割合を乗じて計算した金額となります。

【令和 2 年 12 月 31 日以前（平成 26 年 1 月 1 日以降）】

税額に年 14.6% を上限として特例基準割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 % を加算した割合）に年 7.3% を加算し

た割合を、次に掲げる①から④の期間については、年 7.3%を上限として特例基準割合に年 1 %を加算した割合を乗じて計算した金額となります。

- ① 期限内申告…納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間
- ② 期限後申告…納付期限の翌日から申告書を提出した日までの期間又は申告書を提出した日の翌日から 1 月を経過する日までの期間
- ③ 修正申告…納付期限の翌日から修正申告書を提出した日までの期間又は修正申告書を提出した日の翌日から 1 月を経過する日までの期間
- ④ 更正・決定…納付期限の翌日から法 701 の 59①の納期限までの期間又は法 701 の 59①の納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

注 延滞金の計算の基礎となる税額に、1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が 2,000 円未満であるときはその全額を切り捨てて計算します。

また、その延滞金額に 100 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が 1,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。

第6 事業所税の税額計算例と申告書記載要領

具体例

中之島倉庫株式会社（倉庫業法に規定する倉庫業者）は、12月決算の法人で、大阪市内に所在する事業所等の事業所床面積及び令和6年12月期中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）に支払われた従業員給与総額等は次のとおりです。

○本社（北区中之島1丁目3番20号）

1 大阪中之島ビルに入居（大阪中之島ビル株式会社所有）

2 大阪中之島ビルの概要

(1) 当該ビルは特定防火対象物である。

(2) ビル全体の延床面積	7,273.43 m ²	$\left\{ \begin{array}{l} \text{事務所部分} \quad 6,743.84 \text{ m}^2 \\ \text{駐車場部分} \quad 529.59 \text{ m}^2 \end{array} \right.$

(3) 事務所部分の専用部分に係る延床面積

4,095.58 m²

(4) 事務所部分にかかる共用床面積

2,648.26 m²

ア 消防用設備等に係る共用床面積

109.25 m²

イ 防災に関する設備等に係る共用床面積

1,742.18 m²

ウ ア、イ以外の共用床面積

796.83 m²

全部非課税部分

396.46 m²

1/2 非課税部分

1,345.72 m²

(5) 駐車場部分の専用部分に係る延床面積

368.46 m²

(6) 駐車場部分に係る共用床面積

161.13 m²

ア 消防用設備等に係る共用床面積

19.38 m²

イ 防災に関する設備等に係る共用床面積

28.77 m²

ウ ア、イ以外の共用床面積

112.98 m²

全部非課税部分

9.37 m²

1/2 非課税部分

19.40 m²

3 中之島倉庫株式会社の専用床面積	942.31 m ²	$\left\{ \begin{array}{l} \text{事務所部分} \quad 849.10 \text{ m}^2 \\ \text{駐車場部分} \quad 93.21 \text{ m}^2 \end{array} \right.$

4 本社勤務従業員 110 人に支払われた期中の給与等

2 億 9,438 万 5,871 円

5 上記 4 に掲げる給与等のうち役員以外の年齢 65 歳以上の従業員 2 人に支払われた給与等

439 万 7,889 円

6 福利厚生施設に係る床面積（非課税）

58.77 m²

○大宮倉庫（旭区大宮1丁目1番17号）

1 令和6年6月28日に新築し営業用倉庫として使用

2 事務所床面積

7,849.41 m²

3 大宮倉庫に勤務する従業員 3 人に支払われた給与等

221 万 3,842 円

○生野倉庫（生野区勝山南3丁目1番19号）

1 営業用倉庫として使用していたが、令和6年4月30日に廃止

2 事業所床面積

3,448.36 m²

3 生野倉庫に勤務した従業員 3 人に支払われた給与等

423 万 3,841 円

1 資産割の計算

(1) 免税点判定

本社の事務所部分

$$\begin{aligned}
 & 849.10 \text{ m}^2 + \left\{ (2,648.26 \text{ m}^2 - 1,178.57 \text{ m}^2) \times \frac{\frac{849.10 \text{ m}^2}{4,095.58 \text{ m}^2}}{\frac{\text{中之島倉庫(株)の専用床面積}}{\text{専用部分の延床面積}}} \right\} - 58.77 \text{ m}^2 \\
 & \quad \left(\text{専用床面積} \right) \quad \left(\text{共用床面積} \right) \quad \left(\text{共用部分のうちの非課税床面積} \right) \quad \left(\text{福利厚生施設の非課税床面積} \right) \\
 & \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{消防用設備等に係る共用床面積} \cdots \cdots 109.25 \text{ m}^2 \\ \text{防災に関する設備等の共用床面積} \cdots 396.46 \text{ m}^2 + 1,345.72 \text{ m}^2 \times \frac{1}{2} = 1,069.32 \text{ m}^2 \\ \quad \left(\text{全部が非課税となる床面積} \right) \quad \left(\text{1/2が非課税となる床面積} \right) \end{array} \right. \\
 & = 849.10 \text{ m}^2 + 304.69 \text{ m}^2 - 58.77 \text{ m}^2 = 1,095.02 \text{ m}^2 \\
 & \quad \left(\text{端数処理} \right) \\
 & \quad \left(304.697 \cdots \right)
 \end{aligned}$$

本社の駐車場部分

$$\begin{aligned}
 & 93.21 \text{ m}^2 + (161.13 \text{ m}^2 - 38.45 \text{ m}^2) \times \frac{\frac{93.21 \text{ m}^2}{368.46 \text{ m}^2}}{\frac{\text{中之島倉庫(株)の専用床面積}}{\text{専用部分の延床面積}}} \\
 & \quad \left(\text{専用床面積} \right) \quad \left(\text{共用床面積} \right) \quad \left(\text{共用部分のうちの非課税床面積} \right) \quad \left(\text{福利厚生施設の非課税床面積} \right) \\
 & \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{消防用設備等に係る共用床面積} \cdots \cdots 19.38 \text{ m}^2 \\ \text{防災に関する設備等の共用床面積} \cdots 9.37 \text{ m}^2 + 19.40 \text{ m}^2 \times \frac{1}{2} = 19.07 \text{ m}^2 \\ \quad \left(\text{全部が非課税となる床面積} \right) \quad \left(\text{1/2が非課税となる床面積} \right) \end{array} \right. \\
 & = 93.21 \text{ m}^2 + 31.03 \text{ m}^2 = 124.24 \text{ m}^2 \\
 & \quad \left(\text{端数処理} \right) \\
 & \quad \left(31.034 \cdots \right)
 \end{aligned}$$

大宮倉庫 7,849.41 m²

生野倉庫…算定期間の末日において廃止しているため、免税点判定には含まれません。

本社 (1,095.02 m² + 124.24 m²) + 大宮倉庫 (7,849.41 m²) = 9,068.67 m² (免税点超)

(2) 課税標準

本社 $1,095.02\text{m}^2 + 124.24\text{m}^2 = 1,219.26\text{m}^2$

大宮倉庫

$$\begin{aligned} & \left(\text{営業用倉庫に係る控除割合} \right) \left(\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数} \right) \\ & (7,849.41\text{m}^2 - 7,849.41\text{m}^2 \times \frac{3}{4}) \times \frac{6}{12} \\ & = (7,849.41\text{m}^2 - 5,887.05\text{m}^2) \times \frac{6}{12} = 981.18\text{m}^2 \end{aligned}$$

生野倉庫…算定期間の末日において、他の事業所の事業所床面積の合計が免税点を超えるため、課税標準については、廃止した事業所は月割計算をします。

$$\begin{aligned} & \left(\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数} \right) \\ & (3,448.36\text{m}^2 - 3,448.36\text{m}^2 \times \frac{3}{4}) \times \frac{4}{12} \\ & = (3,448.36\text{m}^2 - 2,586.27\text{m}^2) \times \frac{4}{12} = 287.36\text{m}^2 \\ & \quad \left(\text{端数処理} \right) \\ & \quad 287.363 \dots \end{aligned}$$

本社＋大宮倉庫＋生野倉庫

$$1,219.26\text{m}^2 + 981.18\text{m}^2 + 287.36\text{m}^2 = 2,487.80\text{m}^2$$

2 従業者割の計算

(1) 免税点判定

本社 110人－2人（年齢65歳以上の従業者）＝108人

大宮倉庫 3人

本社（108人）＋大宮倉庫（3人）＝111人（免税点超）

(2) 課税標準

本社 $294,385,871\text{円} - 4,397,889\text{円} \left(\text{年齢65歳以上の者に係る支払給与総額} \right) = 289,987,982\text{円}$

大宮倉庫 2,213,842円

生野倉庫 4,233,841円

本社（289,987,982円）＋大宮倉庫（2,213,842円）＋生野倉庫（4,233,841円）
＝296,435,665円 → 296,435,000円（1,000円未満切捨）

3 税額

資産割額 $2,487.80\text{m}^2 \times 600\text{円} = 1,492,680\text{円}$

従業者割額 $296,435,000\text{円} \times 0.25 / 100 = 741,087\text{円}$ （1円未満切捨）

納付税額 $1,492,680\text{円} + 741,087\text{円} = 2,233,767\text{円} \rightarrow 2,233,700\text{円}$ （100円未満切捨）

4 その他

地下駐車場における賃貸借契約の形態上、各専用床面積の算出が困難な場合は、駐車場部分に係る事業所床面積を駐車台数によりあん分してください。

なお、この場合、第 44 号様式別表 1 については、「共用床面積④」欄以外のすべての欄に必要事項をお書きください。また、第 44 号様式別表 4 については記載不要です。

